

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：北方対策本部

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：18. 北方領土問題の解決の促進

政策名	北方領土問題の解決の促進
基本目標	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

我が国固有の領土である北方領土の返還は、国家の存立に関わる政府の重要課題である。また、北方地域元居住者の平均年齢が 76 歳を超える現在においては、北方領土問題の 1 日も早い解決が望まれている。

政府は、北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの平和条約を早期に締結するという一貫した基本方針の下、精力的に交渉を継続しているが、外交交渉の進展には、交渉を支える一致した国民世論の高揚とその持続、また、我が国国民と現に北方地域に居住するロシア国民（北方四島住民）との間の相互理解の増進を図ることが必要である。

また、北方地域元居住者等が置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかんがみ、それらの者に対する援護措置を講じることが必要である。

(2) 根拠法令等

- ◆内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）
- ◆北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）
- ◆北方地域旧漁業権者に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）
- ◆北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（昭和 58 年総理府告示第 13 号）

(3) 評価対象施策

- ①北方領土問題解決促進のための施策の推進

(4) 評価結果総論

○施策評価結果一覧

	S	A	B	C	未集計等
1	①	0	0	0	0

○総合的評価

北方領土問題の解決の促進を図るため、北方領土問題に関する国民世論の啓発、北方四島との交流事業を通じた我が国国民と北方四島住民との相互理解の増進及び北方地域元居住者等に対する援護措置に関する事業が、関係団体との連携の下、着実に実施されている。

(5) 政策全体の課題と今後の取組方針

全国各地で北方領土返還を求める大会が開催されるなど、国民世論の啓発が図られているが、問題の長期化により、返還要求運動で中心的役割を果たしてきた元島民等の関係者の高齢化が進んでいる。このような中、北方領土問題に関する国民世論の一層の高揚とその持続を図るためには、北方領土返還に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが重要であり、特に、若い世代において北方領土問題に対する正しい知識と理解の浸透を図ることが課題となっている。

平成 21 年 7 月に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）が改正され、また、同法を踏まえ、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針の改定が行われており（平成 22 年内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）、今後、改定基本方針の内容に基づき、北方領土教育の充実や、インターネット等を活用した情報発信の強化を図るなどの取組に予算を重点化し、推進を図っていききたい。

このほか、北方四島との交流事業及び北方地域元居住者等に対する援護措置について、上記基本方針の内容等を踏まえ、必要な改善を図っていききたい。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進【北方対策本部】

ア 施策の概要

北方領土問題に関する広報・啓発活動を展開するほか、北方領土返還を求める各種大会には、内閣府又は北方対策本部の後援名義を付与する。

また、各実施団体を通じて、四島交流事業、北方墓参事業、自由訪問事業を実施する。

さらに、独立行政法人北方領土問題対策協会を通じて、北方地域旧漁業権者等に対し、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和 36 年法律第 162 号）に基づく低利融資事業を実施する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	546	398	432

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		S			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績	目標値	—	30 回	30 回	目標以上の成果を達成できた (S)
	実績値	45 回	46 回	46 回	

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

北方領土問題の解決促進を図るため、関係団体や地方自治体と連携して、北方領土問題に関する広報・啓発活動を実施するとともに、各団体が全国で実施する大会に対して後援名義の付与等の積極的な支援を行っており、これにより、2 月 7 日の「北方領土の日」や、「北方領土返還運動全国強調月間」である 8 月及び 2 月を中心に、全国各地で目標を上回る数の北方領土返還を求める各種大会等が開催され、これらを通じて国民の北方領土問題に関する理解の増進、返還要求運動の発展が図られた。

また、北方四島との交流事業を通じて我が国国民と北方四島住民との相互理解の増進が図られた。

さらに、北方地域旧漁業権者等に対する低利融資事業の実施を通じて、それらの者の生活の安定が図られた。

<効率性>

北方領土問題の解決に取り組む関係団体、地方自治体と連携・協力し、8 月及び 2 月の「北方領土返還運動全国強調月間」に合わせて、全国各地で集中的に広報・啓発活動を実施するとともに、全国で開催される行事の予定等を一覧にしてホームページに掲載、周知することにより、全国的な広報・啓発活動の効率的な実施に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
引き続き関係団体、地方自治体と連携して、各種施策を展開するとともに、平成 22 年 4 月に「北方領土問題等の解決の促進のための基本方針」が改定されたことを踏まえ、特に若い世代が北方領土問題について理解と関心を高めるための取組を一層強力に推進する。	予算要求 (施策全体)	予算の重点化を検討 ＜平成 23 年度概算要求 393 百万円＞ (平成 22 年度予算 432 百万円)
	事務の改善等	北方領土返還要求運動の新たな担い手の育成を図るため、機会を捉えて若い世代からの意見聴取を行い、若い世代の意識やニーズ等を踏まえた施策の立案を行うとともに、インターネット等を活用した情報発信の拡充に取り組む。 また、若い世代を中心とした交流事業の推進について検討を行う。 さらに、北方地域元居住者に対する援護として、これらの者の後継者の育成に資する取組をより一層推進する。

オ 有識者の意見等

平成 22 年 2 月 17 日及び 3 月 23 日に開催された「国民の北方領土問題に関する意識の分析等調査検討委委員会」（構成委員：川上和久・明治学院大学副学長、萩原なつ子・立教大学教授、蓮池攻・独立行政法人北方領土問題対策協会東京都推進委員、マエキタミヤコ・サステナ代表）において、以下の意見が示された。

- ・今年の「北方領土返還要求全国大会」で島民が訴えていたのは「帰りたい」という主張であり良かった。「返せ！」よりも「帰りたい」としたほうがロシア国民も受け入れやすいだろう。そのようにして市民レベルの対話を進めていく必要がある。
- ・北方領土返還運動は、様々な主体が様々なレベルで関わらなければ広がらない運動である。子ども、青年、老年、啓発団体、都道府県などが関わり、網の目を築いて、媒体を広げていくのがいいだろう。
- ・これまでの運動は、開かれているようで閉鎖的であった。オープン参加型の行事を広めていく中で、問題意識も変わってくるのではないかと。
- ・ワークショップやイベントをやる場合には、当事者意識をもち、それを周りに伝えていくという役割を持った、熱伝導をする参加者が居るか居ないかで大きく異なると感じた。
- ・大学生も、北方領土返還運動そのものではなく、北方領土についての広報・啓発を考えるための実行委員会であれば参加しやすいのではないかと。

(参考 1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 171 回国会 施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	ロシアとは、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、領土問題の最終的解決に向けた交渉を進めるとともに、幅広い分野での関係を進展させます。
第 173 回国会 所信表明演説	平成 21 年 10 月 26 日	日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を最終的に解決して平和条約を締結すべく精力的に取り組んでまいります。
第 174 回国会 施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	ロシアとは、北方領土問題を解決すべく取り組むとともに、アジア太平洋地域におけるパートナーとして協力を強化します。

(参考 2) 文献及びデータ等

- ・パンフレット（資料 1）
- ・平成 21 年度 北方領土関係後援名義付与事業一覧（資料 2）

(参考 3) 測定指標の設定の考え方

測定指標		設定の考え方
(1)	全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。